○農林水産省告示第二千四百十七号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年九月二日

農林水産大臣　林　芳正

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	太陽の桃風（たいようのももかぜ）	沖縄県花卉園芸農業協同組合　沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番1号	第25854号　平成25年7月3日
〃	DELIMERIBEL CREAM	Deliflor Royalties B.V.　Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	第26043号　平成25年7月1日
〃	シェーフェスタ	佐藤淳一　広島県福山市新市町大字金丸673番地	第27183号　平成25年7月4日
〃	シェーピム	〃	第27187号　平成25年7月4日
Erica L.	アフリカンルベライト	小林孝幸　新潟県胎内市大字苔実311番地	第24704号　平成25年6月24日
Limonium Mill.	BARCARMEN-PINK	BARBERET & BLANC, S.A.　Camino Viejo, 205 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain	第27615号　平成25年7月1日
Zantedeschia Spreng.	GSCCRUTE	Golden State Bulb Growers, Inc.　3060 Hilltop Road, Moss Landing, California 95039, USA	第25759号　平成25年7月8日

○国土交通省告示第八百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、取手都市計画事業下高井特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十五年九月三日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　**茨**城県取手市新町一丁目八番五十号新町第八ビル一階　独立行政法人都市再生機構**茨**城地域事業本部現地事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第八百二十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1211	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「勝どき五丁目地区第一種市街地再開発事業　施設建築物（B－1街区）」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	勝どき五丁目地区市街地再開発組合	東京都中央区勝どき二丁目十番四号	平成25年8月20日
1212	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）ル・サンク中の橋計画」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	株式会社NIPPO	東京都中央区京橋一丁目19番11号	平成25年8月20日

○国土交通省告示第八百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

樋ノ口谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

(一)　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

高知県安芸郡馬路村馬路

字城床東平　七〇九番四九から七〇九番六〇まで

七〇九番六二

七〇九番六四から七〇九番六六まで

字有ケ久保　八二三番一九から八二三番二四まで

八二三番二八から八二三番三五まで

八二三番三七

八二八番一

八二九番一

字平野谷　八三〇番二

(ロ)　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

高知県安芸郡馬路村馬路

字樋口谷　七二八番二　一号

七二七番一　二号

字有ケ久保　八二三番一六　三号

八二三番一八　四号

八二三番一九　五号

字城床東平　七〇九番四九　六号

七二六番一　七号

七二三番一　八号

字有ノ木　六七八番一　九号

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岡ノ前谷川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県幡多郡三原村芳井

字ハサコ　一〇六番一　一号から三号まで及び二十四号

一〇六番二　五号

一〇五番五　六号

一〇四番八　十六号

一〇三番地先水路敷　十七号及び十八号

一〇二番二地先水路敷

一〇五番二　十九号

字イシガ峠山　七号

一八五番一六　八号及び九号

一八五番三二　十号から十四号まで

一八五番二七

一八五番四六　十五号